

西予市水道事業告示第11号

西予市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号及び第4号の規定により、下記業者の指定を更新又は取り消しをしましたので、告示いたします。

令和8年10月16日

西予市水道事業の管理者の権限を行う市長
西予市長 管 家 一 夫

記

指定の更新又は取り消しをした業者は別紙一覧のとおり

西予市指定給水装置工事事業者一覧

令和8年10月13日現在

	許可 番号	事業所名	分類	区分	更新日	次回更新	更新 状況	備考
☐	32	(株)明成		県内	R8.9.2	R13.9.29		
☐	34	(有)南予水道住設		県内	R8.7.15	R13.9.29		
☐	39	山下設備		県内	R8.9.28	R13.9.29		
☐	50	(有)三原設備		県内	R8.9.9	R13.9.29		
☐	51	(有)林建材水道		野村	R8.9.16	R13.9.29		
☐	55	(株)井上設備工業		県内	R8.9.2	R13.9.29		
☐	56	(有)ヨコガワ		県内	R8.8.21	R13.9.29		
☐	59	(有)千葉設備	【更新切】	県内	R3.8.31	R8.9.29		
☐	60	(有)中村設備		県内	R8.6.30	R13.9.29		
☐	65	(有)村上水道工業所		県内	R8.9.9	R13.9.29		
☐	66	(有)市村設備		県内	R8.8.26	R13.9.29		
☐	73	亀岡ガス販売(株)	【更新切】	県内	R3.8.31	R8.9.29		
☐	74	(有)八幡浜電工		県内	R8.9.9	R13.9.29		
☐	75	(有)大塚工務店		明浜	R8.8.21	R13.9.29		
☐	77	(有)内田電気水道設備		県内	R8.9.2	R13.9.29		
☐	80	大東建設(株)		宇和	R8.9.2	R13.9.29		
☐	85	(株)松野建設		県内	R8.9.29	R13.9.29		
☐	87	(有)セイケ電設	【更新切】	県内	R3.9.10	R8.9.29		
☐	93	(有)松見水道		県内	R8.9.4	R13.9.29		
☐	96	(有)アサノ設備		県内	R8.7.28	R13.9.29		
☐	102	福井設備	【廃止】	県内	R3.7.13	R8.9.29		
☐	109	三和建設(有)		野村	R8.9.16	R13.9.29		
☐	112	山本設備(株)	【廃止】	県内	R3.9.10	R8.9.29		
☐	124	森川設備		県内	R8.9.9	R13.9.29		
☐	149	(株)IR明水電		明浜	R8.9.29	R13.9.29		
☐	160	森川鉄工所		宇和	R8.8.26	R13.9.29		
☐	174	芝設備		県内	R8.9.28	R13.9.29		
☐	177	浜住設備		県内	R8.9.9	R13.9.29		
☐	212	(株)シュウセイ電気		県内	R8.8.26	R13.9.29		
☐	213	(株)MIZU SAPO		県外	R8.9.29	R13.9.29		
☐	214	(株)山崎水道	【更新切】	県内	R4.3.11	R8.9.29		
☐	215	ホームソフナーサービス 越智	【廃止】	県内	R4.3.18	R8.9.29		